

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	104 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	82 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	85 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	52 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から42年3月まで

私の夫は、老後になって困らないようにと国民年金の加入手続きをしてくれた。申立期間の国民年金保険料は、夫が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、昭和46年7月以降は付加保険料も含めて納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から48年3月まで

私は、時期は不明だが夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を常に夫の分と一緒に、最初は集金人に、その後は金融機関で納付してきた。夫の申立期間の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年12月時点で、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立人は当該期間後の保険料を60歳に至るまでおおむね納付している上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年9月から47年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた区では、当該期間当時には印紙検認方式による保険料納付が行われていたが、申立人には印紙検認の記憶が無く、保険料をまとめて納付した記憶も無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間及び49年10月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年6月まで

私の父は、私が20歳になったところに、私の国民年金の加入手続きを行い、父母及び叔母の国民年金保険料と一緒に納税組合を通じて私の保険料を納付してくれていた。弟が20歳になってからは5人分の保険料と一緒に納付していたと父から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①及び②はいずれも9か月と短期間である。また、申立人、申立人の母親、弟及びその叔母の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間①のうち昭和48年7月から60歳到達時の49年*月まで、母親、弟及び申立人と同じ敷地内に居住していたとする叔母は、申立期間①及び②を含め60歳到達までの保険料がすべて納付済みである上、申立人の父親が保険料を納付していたとする納税組合は、申立期間当時、保険料を収集していたことが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 43 年 9 月まで

私は、昭和 41 年 7 月に会社を退職して数年経った 45 年ころ、郷里の役場に勤めていた父の強い勧めがあったので、国民年金の加入手続を行い、過去の未納期間の国民年金保険料をすべて納めたいと申出て、交付された納付書により 4、5 回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は第 1 回特例納付が実施されていた期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該特例納付実施期間中の昭和 45 年 9 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人が 4、5 回に分けて納付したとする保険料額は、当該払出し時点で、申立期間の保険料を第 1 回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月
私の父は、私が大学生の時の国民年金保険料を毎月きちんと納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直前の期間の国民年金保険料は現年度納付されており、平成9年3月に住所変更手続を行っていることが申立人が所持する年金手帳から確認できるほか、申立人は、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への3回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入した後、国民年金保険料をすべて納付したはずであり、申立期間は付加保険料とあわせて保険料を納付していた。申立期間の保険料が付加保険料も含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月に国民年金に任意加入した後、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は申立期間前後の期間の保険料を付加保険料も含め納付しているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 9 月から 2 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 9 月から 2 年 1 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、平成 4 年に両親と別居するまで私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 9 か月、申立期間②は 5 か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付されているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 2 年 7 月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、当該手帳記号番号の払出時点で過年度納付が可能な申立期間①直前の 3 か月間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親は、申立人の国民年金の加入の経緯、保険料をさかのぼって分割で納付したことなどを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 9 月から 2 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 9 月から 2 年 1 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、平成 13 年に私が結婚するまで私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 9 か月、申立期間②は 5 か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付されているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 2 年 7 月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、当該手帳記号番号の払出時点で過年度納付が可能な申立期間①直前の 3 か月間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親は、申立人の国民年金の加入の経緯、保険料をさかのぼって分割で納付したことなどを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年12月までの期間及び46年6月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年12月まで
② 昭和41年1月から44年5月まで
③ 昭和46年6月から49年9月まで
④ 昭和49年10月から51年6月まで

私は、昭和40年ころに国民年金に加入し、41年1月から60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。また、昭和47年ころ、60歳まで保険料を納付した場合に納付済期間が25年となるよう申立期間①の保険料をさかのぼって納付した。申立期間②の保険料の免除を申請したこともない。申立期間の保険料が未納、免除及び還付済みとされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする時期が第1回特例納付実施期間であり、申立人が2回に分けて納付したとする金額は当該期間の保険料を第1回特例納付により特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、当該期間の保険料を納付した場合、申立人は60歳に至るまでの納付期間が約25年間となり、申立人の主張と合致するなど、申立内容に不自然さはみられない。
- 2 申立期間③については、申立人の夫が昭和46年6月に厚生年金保険被保険者資格取得をした際に、申立人が任意加入への種別変更手続きを行ってなかったため、後日、さかのぼって資格喪失処理が行われたものと推認される。しかしながら、特殊台帳では、当該期間の保険料について還付の記載があるものの、申立人には、当該期間について国民年金の資格喪失手続

及び保険料の還付手続を行った記憶は無く、還付金の支払を記録した還付整理簿は保存されておらず、還付金を支払ったことが確認できないことなど、申立期間の保険料が還付されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該特殊台帳により、当該期間の保険料はすべて現年度納付されていることが確認でき、この場合、申立人については、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、任意加入被保険者として扱うべきものであったと考えられ、当該期間は保険料を納付していたとするのが相当である。

- 3 一方、申立期間②及び④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②の保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違しており、申立人の夫は、当該期間の保険料が申請免除となっている。

さらに、申立期間④については、前述のとおり、当該期間直前の申立期間③については、特殊台帳に納付記録があるものの、当該期間については、納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間④の直後の昭和51年7月26日に、任意加入した旨が記載されており、オンライン記録では当該時点から付加保険料を納付しており、新たに任意加入手続を行っていることを踏まえると、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料をさかのぼって納付することができなかったものと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年12月までの期間及び46年6月から49年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年12月まで

私は、昭和49年12月か50年1月に国民年金の加入手続を区役所で行い、結婚後の未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの期間については、申立人は、区役所職員から結婚した時期までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたので、過去の未納保険料を納付したと具体的に説明しており、申立人の婚姻日は48年7月であること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年10月時点で、時効期限内で過年度納付が可能な期間であることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額の記憶が曖昧であり、申立人の手帳記号番号が払い出された50年10月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、市役所から「外国籍の者も国民年金の適用対象になったので、加入手続を行うように。」との加入勧奨を受けたので、市役所で国民年金の加入手続及び口座振替の手続を行うとともに、それ以前の国民年金保険料は近くの金融機関で納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は、口座振替の手続を行うとともに、それ以前の口座振替できない保険料を近くの金融機関で納付書により納付したと具体的に説明している上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 2 月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、市役所から「外国籍の者も国民年金の適用対象になったので、加入手続を行うように。」との加入勧奨を受けたので、夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続及び口座振替の手続を行うとともに、それ以前の夫婦二人分の国民年金保険料を近くの金融機関で納付書により納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の夫は、口座振替の手続を行うとともに、それ以前の口座振替できない保険料を近くの金融機関で納付書により納付したと具体的に説明している上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 2 月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 43 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

私は、家に来た区の職員に勧められて、夫婦二人で国民年金の加入手続きを行い、それからは私が夫と二人分の国民年金保険料を定期的に来ていた集金人に必ず納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 38 年 4 月時点では、国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、国民年金加入後は自宅に定期的に来ていた集金人に保険料を納付したと具体的に説明しており、当時の納付方法と合致している上、納付したとする金額は当該期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっており、申立人が集金人に保険料を納付したとする方法も当時の納付方法と合致している上、当該期間の前後を通じて夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、保険料をさ

かのぼって納付書により納付した記憶が無いなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和38年4月から39年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年11月まで
② 昭和39年12月から40年3月まで

私は、知人の勧めにより、昭和36年秋ごろ区出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していた。40年9月に夫の国民年金の加入手続をしてからは、夫婦一緒に保険料を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入期間とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金保険料を納付したとする昭和54年11月は、第3回特例納付実施期間であり、納付したとする金額は当該期間の保険料を特例納付した場合の金額と一致する。また、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫の当該期間の保険料は第3回特例納付により納付されており、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳により、納付日が確認できる当該期間直後の期間の保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和40年9月に夫と連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、当該期間は配偶者が厚生年金被保険者であったことから未加入期間となり、制度上保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入した後厚生年金保険に加入したため、区役所で国民年金被保険者資格の喪失手続を行った。その際に結婚後の国民年金保険料の未納が分かり、納付書により保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和47年11月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の所持する年金手帳の記載により、数回にわたる転居の際の住所変更手続を適切に行っていることが確認できる。

また、申立人は、区役所で国民年金の被保険者資格の喪失手続を行った際に、過去の未納分の納付書の発行を依頼し、その後送付された納付書により保険料を金融機関で納付したと具体的に説明しており、当時の過年度保険料の納付方法と合致しているなど申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間の付加保険料及び57年4月から58年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金に加入し、国民年金保険料は付加保険料を含めて送付されてきた納付書で納付してきた。申立期間①は、付加保険料のみが未納とされ、申立期間②は、付加保険料を含む保険料が未納とされ、申立期間③は、未加入期間とされ、付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月に国民年金に加入した際、付加保険料を含む国民年金保険料の納付の申出をしていることが所持している年金手帳で確認できること、申立期間当時、申立人が居住していた区では、定額保険料と付加保険料を合算した納付書を発行していたと説明しており、申立期間①及び②については、当該期間の直前の昭和52年10月から56年9月までの期間及び直後の58年4月から60年3月までの期間については、付加保険料を含む保険料が納付済みであり、申立人は、定額保険料と付加保険料を合算した保険料の納付書を受け取っていたものと考えられ、申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む保険料を納付していたとする申立て内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所

持している年金手帳には、昭和 60 年 4 月 10 日に資格喪失し 61 年 4 月 1 日に資格取得している旨が記載されており、当該期間は未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間の付加保険料及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び42年7月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年7月から43年3月まで

私は、妻が既に国民年金に加入していたことから、私も昭和37年ころに国民年金の加入手続を行い、加入後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年1月時点では、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間を含めて、申立人と同様に60歳に至るまで保険料をすべて納付している。

また、申立期間②は、9か月と短期間であり、前後の期間の保険料を納付している上、一緒に保険料を納付していたとする妻の国民年金手帳には、申立人の国民年金手帳と同様に当該期間の検認印がないものの、オンライン記録では納付済みとなっていることから、納付書により過年度納付したものと推察されるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 41 年 7 月までの期間及び 41 年 9 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 41 年 7 月まで
② 昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳のころに私の国民年金の加入手続きを行い、両親が、昭和 44 年 3 月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。オリンピックが開催された昭和 39 年ころに父が町内会の人に私の保険料を納付していたことを憶^{おぼ}えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 37 年 4 月から 41 年 7 月までの期間及び申立期間②については、申立人は、申立期間を除き、42 年 4 月から 60 歳到達までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付してくれていたとする両親はともに、36 年 4 月から 60 歳到達までの保険料をすべて納付している。また、申立人は申立期間当時、近隣の納付組織の集金人に対して保険料を納付していたと説明しており、当該納付方法は、申立人が当時居住していた村の現年度保険料の収納方法と合致している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は 37 年 7 月に払い出されていることが確認でき、当該期間はいずれも現年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの期間については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付し

ていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人は、両親から当時の納付状況について聞いていないと説明しているため、当時の状況が不明であるなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年7月までの期間及び41年9月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれており、結婚前の未納分もさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年*月から厚生年金保険に加入する前の平成11年8月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、附則18条納付者リストから、申立人は、第2回特例納付により、20歳当初から当該期間直前までの60か月分の保険料を納付していることが確認でき、当該特例納付は、申立人の生年月日からみて、国民年金の受給資格期間を満たすためではなく、年金を満額に近づけるために行ったものと考えられ、特例納付の対象期間であった当該期間の保険料を未納のままにしておくことは考えにくいこと、保険料を納付したとする夫は、当該期間の一部を含む12か月分の保険料を第2回特例納付により納付したことにより、20歳から60歳到達時までの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、申立人が婚姻した昭和48年11月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、夫は、上記のとおり当該期間を含め保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年12月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、両親と私の3人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から50年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年10月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人がさかのぼって納付したとする金額は当該期間の3人分の保険料額とおおむね一致しており、一緒に納付したとする父親は昭和49年度のうち9か月及び50年度の保険料が納付済み（49年度4月から6月までを未納とした場合には、当該期間は納付済みとなる。）であり、母親は当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から49年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であること、申立人は、現在所持する手帳のほかに手帳を所持したことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和49年7月から50年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年11月まで
② 昭和38年10月
③ 昭和38年11月から49年12月まで

私は、結婚前に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。また、結婚してからは、夫が私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年11月に払い出されており、申立人は、当該期間直前の同年4月から38年9月までの国民年金保険料は納付済み（うち、37年4月及び5月の保険料については、厚生年金保険に加入していたため平成21年10月に還付決議されている。）であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期の記憶が曖昧であること、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された昭和37年11月時点では、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする夫から納付状況等

を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の手帳記号番号払出簿には、一度不在処理された後、昭和48年10月に所在が判明したことが記載されており、当該判明時期まで申立人の住所は把握されていなかったと考えられる。さらに、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人は当該期間直後の50年1月に任意加入していることが確認でき、この時点で申立人が婚姻したとする38年11月（戸籍上の婚姻日は39年2月＊日）以降の期間が未加入期間とされたと考えられ、当該期間は未加入期間とされたため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 58 年 6 月まで

私は、結婚を機に国民年金の加入手続を行った。区の出張所で納付する際に、国民年金加入後の 25 年間に 1 か月でも未納期間があると将来年金を受給できないと説明を受けて、支払いは大変でも夫婦二人分の保険料を納付してきた。保険料の納付が大変な時、保険料納付が遅れた時でも納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和 47 年 4 月以降 60 歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は、昭和 52 年より同一地区で寿司店を営んでおり、申立期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないほか、申立人は、保険料を納付する際に、区職員から国民年金に加入後の 25 年間に 1 か月でも未納期間があると将来老齢年金の受給資格期間を満たせないとの説明を受けて、保険料の支払いが大変でも、納付してきたと具体的に説明しており、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年4月2日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る退職証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年3月1日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年6月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正により記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与・一時金支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与・一時金支給明細書における保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の場合5件（別添一覧表参照）

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
9830	女		昭和47年		平成16年6月18日	48万 2,000円
9831	男		昭和55年		平成16年6月18日	35万 7,000円
9832	男		昭和59年		平成16年6月18日	34万 4,000円
9833	男		昭和60年		平成16年6月18日	34万 4,000円
9834	女		昭和53年		平成16年6月18日	43万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月23日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月23日から平成3年1月23日まで
ねんきん特別便の記録から、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間についても勤務していたのは間違いなく、同日に退職した同僚の記録はあるのに自分の記録が無いのは納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の経理担当者は、「申立人を含む3人は平成3年1月23日にA社からB社に入社してきた。」と供述している。

さらに、申立人と同日にA社を退職しB社に入社したとする二人の同僚のうち一人は、申立期間におけるA社の厚生年金保険の加入記録があり、もう一人は申立人と同様にA社の厚生年金保険の加入記録は欠落しているが、申立期間に係るA社の給与支給明細書を保管しており、同明細書から申立期間の厚生年金保険料が控除されているのが確認できる。

なお、A社は、「申立期間に係る資料が無く、厚生年金保険の加入期間については分からない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年11月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

A社C支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の在籍期間証明書等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社C支社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和42年3月31日と誤って届け出たと思われると供述しており、その結果、社会保険事務所は申立期間に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た平成4年7月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係るB社における資格喪失日は、平成7年4月6日であることが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間のうち平成6年8月から7年3月までの標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月30日から同年7月21日まで
② 平成6年8月31日から7年7月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初平成4年7月21日とされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日の後の同年12月21日に、当該資格喪失日が取り消され、さかのぼって同年4月30日に訂正されており、また、同社においては、申立人のほか6名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同様にさかのぼって記録訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、

当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年7月21日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録及び申立人から提出された給与明細書から、平成4年4月から同年6月までは20万円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年8月31日の後の7年4月6日に、6年10月の定時決定を取り消した上、さかのぼって同年8月31日とする処理が行われており、また、同社においては、申立人のほか10名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日がさかのぼって記録訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、当該処理日である7年4月6日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間②のうち、平成6年8月から7年3月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録及び申立人から提出された給与明細書から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成7年4月6日から同年7月21日までの期間については、申立人から提出されたB社の給与明細書により、同年4月分から同年6月分までの厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間の給与から厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、平成7年4月6日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月20日から同年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の社史、元従業員の供述及び申立人が作成した職務経歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和30年2月1日にA社C営業所から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和29年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年6月1日、資格喪失日が8年6月1日とされ、当該期間のうち同年4月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本店における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答があった。同社は、既に年金事務所に申立期間の記録について訂正の届出を行っているが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C健康保険組合の加入記録、A社発行の人事履歴証明書の記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成8年6月1日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における平成8年3月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、保険料は納付していないと認めていることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月2日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人の退職経歴台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年6月2日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和61年3月28日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月28日から同年4月11日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社本社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和61年3月28日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったと回答しており、事業主が昭和61

年4月11日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年3月31日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した労働者名簿及び社会保険台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和27年3月31日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったと回答しており、事業主が昭和27

年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月15日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を37万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している給与支給明細書及びA社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書における賞与額及び厚生年金保険料の控除額から、37万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別紙一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「全社員賞与集計表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認め

られる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記「全社員賞与集計表」の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9865	男		昭和34年生		平成15年12月10日	22万 円
					平成17年7月10日	28万2,000円
					平成17年12月10日	32万5,000円
					平成18年12月10日	30万 円
9866	男		昭和43年生		平成15年12月10日	23万 円
					平成17年7月10日	28万2,000円
					平成17年12月10日	32万5,000円
					平成18年12月10日	30万 円
9867	男		昭和33年生		平成15年12月10日	27万 円
					平成17年7月10日	36万2,000円
					平成17年12月10日	41万 円
					平成18年12月10日	40万 円
9868	男		昭和30年生		平成15年12月10日	22万 円
					平成17年7月10日	27万7,000円
					平成17年12月10日	32万5,000円
					平成18年12月10日	30万 円
9869	女		昭和37年生		平成15年12月10日	20万 円
					平成17年7月10日	12万6,000円
					平成17年12月10日	20万 円
					平成18年12月10日	30万 円
9870	男		昭和46年生		平成15年12月10日	21万 円
					平成17年7月10日	30万6,000円
					平成17年12月10日	37万5,000円
					平成18年12月10日	38万 円
9871	男		昭和50年生		平成15年12月10日	18万 円
					平成17年7月10日	25万3,000円
					平成17年12月10日	28万5,000円
					平成18年12月10日	26万5,000円
9872	男		昭和50年生		平成15年12月10日	27万 円
					平成17年7月10日	35万3,000円
					平成17年12月10日	40万 円
					平成18年12月10日	40万 円
9873	男		昭和41年生		平成15年12月10日	25万 円
					平成17年7月10日	30万2,000円
					平成17年12月10日	35万 円
					平成18年12月10日	33万 円
9874	女		昭和18年生		平成15年12月10日	22万 円
					平成17年7月10日	24万3,000円
					平成17年12月10日	28万 円
					平成18年12月10日	27万 円
9875	女		昭和32年生		平成15年12月10日	14万 円
					平成17年7月10日	17万5,000円
					平成17年12月10日	20万 円
					平成18年12月10日	18万 円
9876	男		昭和55年生		平成17年7月10日	14万6,000円
					平成17年12月10日	20万 円
					平成18年12月10日	20万 円
9877	男		昭和42年生		平成17年7月10日	19万4,000円
					平成17年12月10日	25万 円
					平成18年12月10日	25万 円
9878	男		昭和42年生		平成17年7月10日	9万7,000円
					平成17年12月10日	18万3,000円
					平成18年12月10日	19万5,000円
9879	男		昭和45年生		平成17年7月10日	19万4,000円
					平成17年12月10日	25万5,000円
					平成18年12月10日	26万7,000円
9880	女		昭和42年生		平成15年12月10日	13万 円
					平成17年7月10日	19万4,000円
					平成17年12月10日	25万 円
					平成18年12月10日	22万5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月5日から同年9月10日まで
② 昭和41年5月1日から同年7月1日まで

B社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和41年4月25日から42年5月24日までの期間において、A社C営業所に勤務していたと主張しているところ、同営業所における当時の上司は、「自分が昭和41年初めにA社本社から同社C営業所に異動になってから申立人を同営業所で採用し、申立期間も同営業所に継続して勤務させていた。」と供述していることから、申立人が申立期間②において、同営業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社C営業所は昭和41年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、上記の上司は、「昭和41年初めにA社本社からC営

業所に異動後も本社から給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しており、申立人は、昭和 41 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日までの間、同社本社において厚生年金保険に加入していたことが認められることから、同社 C 営業所が適用事業所となるまでの期間においては、同社本社で被保険者記録を有するものと考えられ、申立人の同社本社における資格喪失日を同年 7 月 1 日とすることが相当である。

また、A 社本社における当時の給与・社会保険事務担当者は、「申立人については、名前が珍しかったのでよく覚えており、申立期間②も、引き続き給与を支払い、厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社本社に係る昭和 41 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、代表者も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人の出身校の記録により、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の従業員に関する資料が保存されていないので、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚 1 人に照会したものの、回答が得られず、B 社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和 34 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に厚生年金保険に加入し、申立期間に在籍していることが確認できる従業員 18 人に照会したところ、8 人から回答があり、いずれも「申立人を記憶していない。」と供述している。そして、そのうちの複数の従業員は、「自分は入社後、1 年 2 か月の試用期間があり、その後、正社員になると同時に厚生年金保険に加入した。」「勤務成績により、3 か月から 1 年 6 か月程度の試用期間の後、

臨時社員から正社員になるとともに、厚生年金保険に加入した。」とそれぞれ供述しており、このことは、上記被保険者名簿においても確認できる。これらのことから、同社では、申立期間①当時、入社後相当期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の形跡も無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所の処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年12月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年12月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。兄の出征により、残された家族を養うため同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した際の氏名について「B」を使用していたと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、生年月日、資格取得年月日及び厚生年金保険の記号番号欄が空白となっているが、申立人が主張する氏名で、資格喪失日が昭和20年12月1日、備考欄に「台帳焼失ノ為 資格喪失日不明」と記載された、基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人が主張する氏名で生年月日が一致し、「備考」欄に㊦の記載、及び「最初ノ資格取得年月日」欄に昭和19年6月1日の記録が確認できる。なお、上記㊦の記載は、厚生年金保険料の徴収が開始された同年10月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨を表示している。

さらに、上記索引票から確認できる当時の従業員は、申立人がA社に勤務していた旨供述しており、当該従業員は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録から確認できる。

そして、申立人から提出のあった郵便物から、申立人は、日常的に、そ

の主張する氏名を使用していたことが裏付けられる。

これらを総合的に判断すると、上記の申立人が主張する氏名の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、上記未統合の記録から、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格の取得日に係る記録を昭和36年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月21日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社間の異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び役員名簿から判断すると、申立人がA社及びグループ会社のB社に継続して勤務し(昭和36年4月21日にA社C工場からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和36年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の資料が無く不明ではあるが、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は、A社本社において被保険者資格取得の届出を社会保険事務所に行くべきところ、何らかの事情で届出が遅れたことを認めていることから、事業主が昭和36年7月1日を資格取得日

として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、52万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、31万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、50万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、49万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、30万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、28万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、37万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、31万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、48万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、28万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万1,000とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、34万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、57万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、13万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳における保険料控除額から、3万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月15日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に転勤はあったが継続して同社に勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された「従業員名簿」及びA社の健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年3月15日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係るA社本社における資格取得日を昭和39年4月1日と誤って届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和23年7月20日に、同社本社における資格喪失日に係る記録を24年7月1日にそれぞれ訂正し、23年7月の標準報酬月額を420円に、24年6月の標準報酬月額を800円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月20日から同年8月10日まで
② 昭和24年6月27日から同年7月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い。

しかし、A社には昭和19年10月1日に入社し、63年2月12日にB社の関連会社であるC社を退職するまで、関連会社を含め転勤はあったが、B社グループに継続して勤務していたので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和23年7月20日にA社D製鋼所から同社本社に異動、24年7月1日に同社本社から同社E製造所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人の昭和23年8月のA社の社会保険事務所（当時）の記録から420円に、申立期間②は、申立人の24年5月の同社の社会保険事務所の記録から800円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち平成19年2月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年9月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月1日から同年11月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。

社会保険事務所（当時）にその旨申し立てたところ、社会保険事務所が同事業所を指導し、標準報酬月額の訂正が行われたが、時効により訂正後の厚生年金保険料と訂正前の厚生年金保険料の差額を納付できないため、訂正後の標準報酬月額は、給付に反映されないため、給付に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A事業所における申立人の標準報酬月額は、当初、平成19年1月から同年8月までは19万円、同年9月から同年11月までは24万円と記録されていた。

しかし、申立人の平成19年4月から同年6月までの給与の支払基礎日数が

いずれも 17 日未満であることから、A 事業所は、社会保険事務所の指導により、21 年 12 月 22 日付けで訂正届を提出した。その結果、申立人の 19 年 9 月の定時決定が取り消され、同年 1 月から同年 10 月までの標準報酬月額が 22 万円に訂正されたが、上記訂正後の保険料は時効により納付できず、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立人の標準報酬月額は、申立人から提出された給与支給明細書により、申立期間のうち平成 19 年 2 月及び同年 5 月は報酬月額から 20 万円、同年 4 月及び同年 6 月は保険料控除額から 22 万円、同年 3 月及び同年 7 月は報酬月額及び保険料控除額から 22 万円、同年 9 月は報酬月額及び保険料控除額から 24 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち平成 19 年 1 月及び同年 8 月については、オンラインに記録されている申立人の標準報酬月額が、上記給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法によるあっせんの対象にならない。さらに、同年 10 月については、オンラインに記録されている標準報酬月額と上記給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が一致していることから、記録訂正は行わない。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が標準報酬月額の届出を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 22 日に申立人の標準報酬月額に係る届出を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立期間の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和元年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和16年ごろに入社し、同級生と一緒に終戦まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、昭和19年10月1日と記録されているが、喪失日が記録されていないことが確認でき、また、オンライン記録では、資格取得日が同年10月1日と記録されているが喪失日の記録が無いため、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

一方、申立人が終戦日までA社B工場と一緒に勤務していたとする同僚は、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年8月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社B工場での仕事内容や同僚等の氏名、昭和20年7月に同工場が2度にわたり戦災を受けたことなど、申立人の供述は具体的であり、信憑性は高いと考えられ、申立人に係る社会保険事務所(当時)の厚生年金保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被

保険者資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、喪失日は終戦日の翌日の 20 年 8 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 18 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和49年2月28日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳により、申立人が昭和49年2月28日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「厚生年金基金における申立人の資格喪失日の記録が昭和49年3月1日となっていることから、申立期間の厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和49年2月の厚生年金基金加入員台帳から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が「届出を誤った。」と回答していることから、事業主は申立人の被保険者資格喪失日を昭和49年2月28日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月1日から同年8月1日までの期間及び6年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年4月から同年7月までは34万円、6年4月及び同年5月は15万円、同年6月から同年9月までは11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から9年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際にもらっていた報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立期間のうち平成4年4月から同年7月までの期間及び6年4月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支

払明細書により確認できる給料支給額又は保険料控除額から、平成4年4月から同年7月までは34万円、6年4月及び同年5月は15万円、同年6月から同年9月までは11万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年8月から5年9月まで、同年11月から6年3月まで、同年10月から8年2月まで及び同年4月から9年3月までについては、オンラインに記録されている標準報酬月額と上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち平成5年10月及び8年3月については、給料支払明細書等、申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9914

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和54年8月1日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月27日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（昭和54年8月1日に、同社B支店から同社C支店に異動）していたことが確認できる。

また、D厚生年金基金の加入員台帳により、申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和54年8月1日と記録されていることが確認できる。

一方、A社は既に解散しているため、D厚生年金基金と社会保険事務所（当時）への被保険者資格の取得及び喪失の届出書が複写式であったか否かは確認できないが、申立期間を除いて申立人に係るオンライン記録と同基金の加入員台帳の記録がすべて一致している上、届出書が複写式ではなかったとする事情も認められないことから、同基金と社会保険事務所に対する被保険者資格の取得及び喪失の届出書が複写式でなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和54年8月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、D厚生年金基金の加入員台帳における申立人の昭和54年7月の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年2月から同年6月までは26万円に、同年7月から10年7月までは30万円に、同年8月から同年10月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年11月29日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年6月までは26万円、同年7月から10年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年12月23日）より後の11年3月8日以降の異なる日付で、申立人を含む40名の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、同日において、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって減額訂正が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年2月から同年6月までは26万円、同年7月から10年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。

A社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、40万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、40万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年10月1日、資格喪失日が平成3年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同組合における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同組合は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び人事台帳の異動履歴から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（平成3年4月1日にA社からB社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月22日

に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成3年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年3月12日、資格喪失日が48年4月2日と記録されている。また、B社における被保険者記録は、資格取得日が51年3月28日、資格喪失日が53年7月21日と記録されている。

また、申立期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間①における資格喪失日を昭和48年4月2日とし、申立期間①の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。また、申立期間②における資格取得日を51年3月28日とし、申立期間②の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月21日から同年4月2日まで
② 昭和51年3月28日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及び同社グループ会社のB社で勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社は、申立期間①及び②に同社の命令でC社に出向させたものであり、申立期間①に係る資格喪失日及び申立期間②に係る資格取得日の届出を誤っていたとして、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職金明細書には、申立人の入社年月日は昭和45年3月12日、退職年月日は平成16年4月21日、在職期間34年1か月と記載されており、同社及びB社の複数の従業員は、申立人が申立期間においてA社グループ会社に継続して勤務していたと供述している。

また、B社の従業員が、昭和51年3月28日に入社した時点で申立人は同社に勤務していたと供述していることから、C社の申立人に係る雇用保険の資格取得日及び離職日は、正しく届出されていると推測され、申立人は、48年4月1日まではA社で勤務し、51年3月28日からはB社で勤務していたと推認できる。

さらに、A社は、給与の締日は10日で支払日は25日で厚生年金保険料の控除は翌月控除であり、申立人を継続して同社の社員として扱っていたことから、昭和48年4月25日支払の給与から同年3月分の、51年4月25日支払の給与から同年3月分の厚生年金保険料を控除していた可能性が高いとし、厚生年金保険料控除証明書を発行したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社グループ会社に継続して勤務し（昭和48年4月2日にA社からC社に出向し、51年3月28日にB社に出向復帰）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和48年2月の社会保険事務所の記録から3万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、51年4月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に誤った届出を行い、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和48年3月及び51年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を87万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細票を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細票及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の保険料控除額から、87万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答が無く不明であるものの、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも、申立人に係る申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、賞与明細票で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和22年6月1日から23年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を22年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和28年10月25日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、昭和31年3月30日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D出張所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から23年7月1日まで
② 昭和28年10月25日から同年11月1日まで
③ 昭和31年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険加入記録が無い。昭和22年6月1日に同社本社に入社し、その後、同社C出張所から同社D出張所及び同社D出張所から同社E出張所への異動はあったが厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された人事記録及び「稟議書」から判

断すると、申立人は、A社本社に昭和22年6月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人の入社時の身分は、「雇員」であり、「雇員」は、入社時に厚生年金保険に加入させていたので、昭和22年6月分から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答しており、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和23年7月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、600円とすることが妥当である。

また、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び「稟議書^{りんぎしょ}」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年11月1日にA社C出張所から同社D出張所に異動、31年4月1日に同社D出張所から同社E出張所に異動）、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和28年9月の厚生年金保険被保険者台帳等から8,000円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社D出張所における31年2月の厚生年金保険被保険者台帳等から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月25日から同年11月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間はC支店で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和47年10月25日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年11月の被保険者原票の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出ており、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年5月25日、資格喪失日が63年4月25日とされ、当該期間のうち同年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事業所の資格喪失日に係る記録を同年4月25日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月25日から同年4月25日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和63年4月25日にA社C事業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和63年2月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年9月25日、資格喪失日が52年5月25日とされ、当該期間のうち48年9月25日から同年10月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C支店の資格取得日に係る記録を同年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月25日から同年10月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年9月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和48年10月の厚生年金保険被保険者原票から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は資格取得日が昭和64年1月1日、資格喪失日が平成4年8月1日とされ、当該期間のうち昭和64年1月1日から平成元年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社の資格取得日に係る記録を昭和64年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成元年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、C社（現在は、B社）及びA社に継続して勤務し（昭和64年1月1日にC社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年2月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格取得日を訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は68万円、18年6月8日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

申立期間①及び②の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。申立期間①及び②の賞与について、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与一覧表等の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は68万円、申立期間②は62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は150万円、18年6月8日は115万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

申立期間①及び②の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。申立期間①及び②の賞与について、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与一覧表等の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は150万円、申立期間②は115万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は150万円、18年6月8日は133万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

申立期間①及び②の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。申立期間①及び②の賞与について、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与一覧表等の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は150万円、申立期間②は133万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は142万円、18年6月8日は105万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

申立期間①及び②の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。申立期間①及び②の賞与について、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与一覧表等の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は142万円、申立期間②は105万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は57万円、18年6月8日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

申立期間①及び②の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。申立期間①及び②の賞与について、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与一覧表等の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は57万円、申立期間②は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月10日及び同年12月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、同年6月10日は89万8,000円、同年12月10日は92万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日
② 平成17年12月10日

A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間の賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料・臨時手当明細書」から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、「給料・臨時手当明細書」の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は89万8,000円、申立期間②は92万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めて

いることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月10日及び同年12月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、同年6月10日は73万1,000円、同年12月10日は71万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日
② 平成17年12月10日

A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間の賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料・臨時手当明細書」から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、「給料・臨時手当明細書」の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は73万1,000円、申立期間②は71万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めて

いることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月10日及び同年12月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、同年6月10日は54万4,000円、同年12月10日は53万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日
② 平成17年12月10日

A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間の賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料・臨時手当明細書」から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、「給料・臨時手当明細書」の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は54万4,000円、申立期間②は53万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、

これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月6日から同年10月31日までの申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成5年10月31日から6年1月11日までの申立期間に係るA社における資格喪失日は、同年1月11日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが必要である。

さらに、申立人の平成6年1月11日から同年3月31日までの申立期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記被保険者資格喪失日（同年1月11日）を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月6日から同年10月31日まで
② 平成5年10月31日から6年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、給与計算等の事務担当であったが、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社に継続して勤務し、私が作成した保険料控除額一覧表において、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、オンライン記録によると、当初、19万円となっていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年10月31日より後の6年1月11日付けで、5年8月及び同年9月は19万円が8万円に、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成4年3月21日以前にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した4人を除くすべての被保険者（23人）の標準報酬月額は、申立人と同日（6年1月11日）付けで、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社の当時の共同代表取締役は、「当時、当社は経営状態が悪く、保険料の滞納が多額にあり、社会保険事務所と協議の上、標準報酬月額の減額処理や資格喪失処理に同意した。」旨供述している上、「申立人は、給与計算、総務等の事務全般を担当していたが、厚生年金保険事務には関与しておらず、当社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなってからも、1年以上は勤務していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年8月及び同年9月は19万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成5年10月31日から6年1月11日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の当時の共同代表取締役の供述から、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年10月31日より後の6年1月11日付けで、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格は、5年10月31日にさかのぼって喪失処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成4年3月21日以前にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した4人を除くすべての被保険者（23人）の被保険者資格は、申立人と同日（6年1月11日）付けで、さかのぼって喪失処理されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間②において、解散・閉鎖されてはならず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、さかのぼって申立人の被保険資格の喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申

立人のA社に係る資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った平成6年1月11日に訂正し、5年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初届け出た記録から、19万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成6年1月11日から同年3月31日までの期間については、社会保険事務所の手続に不合理な点が見当たらないところ、雇用保険の加入記録及びA社の当時の共同代表取締役の供述から、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出のあったA社の申立人及び複数の従業員に係る平成5年10月から6年3月までの健康保険料及び厚生年金保険料の控除金額を記載した保険料控除額一覧表により、申立人の厚生年金保険料の控除金額が確認できる。

また、当該保険料控除額一覧表について、申立人は「A社の従業員の賃金台帳により作成したものである。」旨供述しているところ、保険料控除額一覧表における健康保険料及び厚生年金保険料の控除金額は、他の従業員から提出のあった当該従業員に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における健康保険料及び厚生年金保険料の控除金額と一致していることが確認できる。

さらに、A社の当時の共同代表取締役は、「平成6年3月までは、在籍従業員から保険料を徴収していたと考えられる。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、上述のとおり、A社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年9月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年10月1日から13年5月11日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の12万6,000円とされているが、事業主は、当該期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年5月23日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が育児休業期間前の標準報酬月額より低額となっている。同社は、既に社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初12万6,000円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(34万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(12万6,000円)となっている。

一方、当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保

険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、平成12年7月から13年4月までの期間であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間以前の平成11年10月から12年9月までの期間（当該期間のうち同年7月から同年9月までの期間は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、11年10月の標準報酬月額の定時決定により34万円と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の正しい標準報酬月額の届出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準報酬月額であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成12年10月から13年4月までの期間に係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、34万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成13年5月11日から同年5月23日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（12年7月から13年4月までの期間）外の期間である。

このほか、申立期間のうち、平成13年5月11日から同年5月23日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年5月11日から同年5月23日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年10月1日から13年4月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、事業主は、当該期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成13年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成13年4月から同年9月までの申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間前後の期間の標準報酬月額より低額となっている。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給

付に反映されないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成12年10月から13年3月までの申立期間については、その標準報酬月額、オンライン記録において、当初9万8,000円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年8月に30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

一方、当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の平成12年10月から13年3月までの申立期間に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、12年7月から13年3月までの期間であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間以前の平成12年4月から同年9月までの期間（当該期間のうち同年7月から同年9月までの期間は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、同年4月の標準報酬月額の資格取得時決定により30万円と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われなかったことから、たとえ、平成12年10月から13年3月までの申立期間において当該期間の正しい標準報酬月額の届出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準報酬月額であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する申立人の平成12年10月から13年3月までの申立期間に係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、30万円とすることが妥当である。

一方、申立人の平成13年4月から同年9月までの申立期間については、その標準報酬月額は、オンライン記録において、当初9万8,000円と記録されて

いたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額
の訂正の届出を行ったことにより、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により
消滅した後の21年8月に30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75
条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給
付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準
報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録され
ていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る給料明細書から、平成
13年4月から同年9月までは30万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険
料が控除されていること、また、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬
月額が同年4月から同年8月までは26万円、同年9月は24万円であることが
確認できる。ただし、同年4月及び同年5月については、給与明細書が無いた
め、その直後の期間の標準報酬月額26万円に応じた報酬月額であったと考
えるのが自然である。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の
訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保
険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であ
ることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することにな
る。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認で
きる報酬月額から、平成13年4月から同年8月までは26万円、同年9月は
24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履
行したか否かについては、事業主は手続上の誤りを認めて、申立てに係る健康
保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収
権が時効により消滅した後の平成21年8月17日に提出したことが確認でき
ることから、社会保険事務所は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬
月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人
に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年8月1日から14年1月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成13年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初9万8,000円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は

行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る給料明細書から、平成13年8月から同年12月までは30万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が36万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成13年8月から同年12月までの標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料額から、30万円とすることが妥当である。ただし、同年11月については、給与明細書が無いため、その前後の期間の標準報酬月額30万円に応じた厚生年金保険料26,025円が控除されていたと考えるのが自然である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は手続上の誤りを認めて、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月6日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から13年7月までの期間及び14年1月から15年3月までの期間に係る標準報酬月額額は、オンライン記録において、当初9万8,000円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る給料明細書から、平成12年10月から13年7月までの期間及び14年1月から15年3月までの期間は、30万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、

また、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が9万8,000円であることが確認できる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成12年10月から13年7月までの期間及び14年1月から15年3月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から9万8,000円であり、当初記録されていた標準報酬月額と一致することから、記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、20 歳になって成人式の後、会場で書類をもらい、その後、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 58 年 7 月ころに払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 56 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、56 年 4 月以降の期間については保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無いとしているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 58 年 4 月まで

私は、会社を退職した昭和 56 年 6 月直後に、国民年金と国民健康保険の加入手続をし、国民年金保険料は、銀行か郵便局で毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を毎月納付書で納付したと説明しているが、当時申立人が居住していた区では、1 か月ごとの納付書を発行するようになったのは昭和 61 年 10 月からとしており、申立期間当時の納付方法と相違することなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 7 月ころの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7658 (事案 4458 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料並びに 45 年 10 月から 49 年 6 月までの期間及び 62 年 1 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 49 年 6 月まで
③ 昭和 62 年 1 月

私は、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、将来のことを考えて、国民年金保険料を納めていた。また、付加年金制度が開始されてからは付加保険料を含めた保険料を納めていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できないので、改めて審議をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 49 年 7 月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、当該期間のうち 47 年 3 月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、所轄社会保険事務所（当時）の手帳記号番号払出簿でも、当該期間を含む 44 年から上記の手帳記号番号払出時点までの期間において申立人に係る別の手帳記号番号の払出記録は無く、また、申立期間②の付加保険料については、制度上、上記の手帳記号番号払出時点からさかのぼって納付することはできず、申立期間③の付加保険料についても、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができないなど、当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 3 日付け年金記録の訂正は必要で無いとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、付加保険料の納付を開始したとする時期を昭和 45 年 10 月とし、再度保険料の納付状況を説明しているが、その内容は申立期間の保険料納付をうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から51年12月まで

私は、昭和48年の会社退職後に区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、銀行で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年3月時点で、納付可能な全期間の保険料をさかのぼって納付していることは確認できるものの、申立人は申立期間の納付額に関する記憶が曖昧であり、当該払出し時点で実施されていた第3回特例納付を利用して申立期間の保険料を特例納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 38 年に、当時勤務していた会社の社長が私の国民年金の加入手続をしてくれたので、その後会社に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしてくれたとする当時申立人が勤務していた会社の社長から当時の状況を聴取することができないため、加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 8 月時点で、申立期間の大半の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無いと説明している上、保険料を納付した際に集金人から年金手帳に検認印を押してもらったとする納付方法は、過年度保険料の納付方法と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年4月までの期間、48年2月から51年5月までの期間及び52年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年11月から45年4月まで
② 昭和48年2月から51年5月まで
③ 昭和52年8月から60年3月まで

私は、両親の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、加入場所及び申立期間の保険料の納付場所、納付方法、納付金額など保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和44年11月29日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入したはずであると説明しているが、当該年月日は、国民年金の被保険者となるべき時期であり、実際に国民年金の加入手続をした時点を表すものではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年6月ころの時点では、申立期間①、②の全部及び③の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から平成4年5月まで

私の妻は、婚姻した年に自身の国民年金の加入手続を市の出張所で行った際、私の国民年金保険料が未納であることを職員から知らされ、一括して納付した。その後は、妻が夫婦二人分の保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の再加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、申立人の国民年金の再加入手続及び一括してさかのぼって納付したとする保険料の納付期間、納付場所、納付金額等の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間直後の平成4年6月から6年3月までの保険料は6年7月6日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の妻は、さかのぼって保険料を納付したのは1回であるとしており、当該過年度納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7670

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 52 年 6 月まで

私の妻は、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、その後は妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。また、過去の未納分も納付できるといわれ、妻が納付し、その際に、未納分はもうないと妻は言われた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金に加入した時期及び保険料の納付方法、納付額、特例納付した時期、分割納付回数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が居住している市で当時作成された「国民年金被保険者名簿」には、申立期間は申立人が厚生年金保険に加入していた期間であることが明示されており、この時点で申立期間の国民年金の保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかつたほか、申立期間直前の期間は第3回特例納付により納付されているが、厚生年金加入期間である申立期間は特例納付できなかつたなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7671

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 52 年 6 月まで

私は、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。また、過去の未納分も納付できるといわれ、私が納付し、その際に、未納分はもうないと言われた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した時期、及び保険料の納付方法、納付額、特例納付した時期、分割納付回数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が居住している市で当時作成された「国民年金被保険者名簿」には、申立期間は申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間であることが明示されており、この時点で申立期間は任意加入被保険者の未加入期間とされているため、申立期間の保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかつたほか、申立期間直前の期間の保険料は第3回特例納付により納付されているが、未加入期間である申立期間は特例納付できなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社退職後、国民年金に任意加入して、第 3 号被保険者制度が始まるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳により、申立人は昭和54年10月12日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間当初の58年4月1日に資格を喪失したことが確認できる上、任意加入適用期間である申立期間は、資格喪失したことにより未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7677

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 54 年秋ごろに特例納付が実施されていることを聞き、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に特例納付を利用してさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、申立期間及び第3回特例納付により納付済みとされている 12 か月分を含む、昭和 42 年 1 月から 52 年 6 月までの保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく異なっている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は 54 年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、その払出時点で過年度納付可能な 52 年 7 月までの保険料をさかのぼって納付するとともに、12 か月分の保険料を特例納付することで、60 歳までの納付可能な期間を 310 か月としていることから、受給資格期間を満たすために、必要となる納付月数を考慮して特例納付を行ったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和60年*月に、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、母親は、申立人の国民年金の加入手続きの場所、保険料の納付金額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人は大学生であり、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であったことから、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年5月時点では、さかのぼって保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に母親から国民年金手帳を受取った記憶が無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年9月までの期間及び平成7年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から5年9月まで
② 平成7年4月から9年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料の免除申請をし、その後に追納し、平成5年10月以降は申立期間②を含めて納付書で保険料を現年度納付していたので、申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間の国民年金保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年9月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、制度上、当該期間の保険料の免除申請を行うことはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する上記の手帳以外に手帳を受領、所持した記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間について免除申請は行っておらず、平成5年10月以降は当該期間を含め保険料を現年度納付していたと説明しているが、申立人が所持する「国民年金追納勸奨状」により、当該期間のうち平成8年度は申請免除期間であったこ

とが確認できる。

また、申立人は、当該期間の保険料の現年度納付を示す資料として、平成8年3月5日、9月27日及び11月12日に「年金の支払い」と記載された日記帳の写しを提出したが、オンライン記録では、当該納付年月日はそれぞれ6年2月分、同年8月分及び同年10月分の過年度保険料の収納年月日と一致しており、さらに、オンライン記録により、平成5年10月から7年3月までの期間の保険料の収納年月日から、この期間の保険料はすべて過年度納付されていることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 59 年 2 月まで

私は、結婚を機に、国民年金の加入手続を行い、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。夫が厚生年金に加入してからも、漏れなく保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、金額等の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録では、申立人は昭和 56 年 5 月 17 日に被保険者資格を喪失し、夫が厚生年金被保険者資格を喪失後の 59 年 3 月 16 日に国民年金に再加入をしており、申立期間は未加入期間とされていること、再加入手続直後の 59 年 5 月に作成された年度別納付状況リストでも申立期間は未加入期間として把握されていたことが確認でき、申立期間は、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで
私の国民年金保険料は、20 歳からすべて納付していると父から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の父親が、申立期間直後の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付した 42 年 2 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、申立人の特殊台帳には申立期間は「時効消滅」と記載があるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から平成元年 5 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父が国民年金の加入手続をしてくれた後に母が納付してくれていたはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親及びその母親から、保険料の納付等に関する状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人の被保険者資格取得日は平成 3 年 4 月 30 日であることが確認でき、申立期間当時、申立人は学生であったことから、申立期間は加入前の未加入期間となり、制度上、保険料をさかのぼって納付できない上、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年9月まで

私は、平成8年9月ころ、区役所で国民年金の任意加入手続をした。その時に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付しているはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成8年9月ころに国民年金の任意加入の手続をしたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、平成7年*月*日に60歳到達により資格喪失した後、8年10月29日に任意加入していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間となり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない上、申立人は、別の年金手帳を受領、所持した記憶がないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで

私は、昭和44年10月に入社した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料は納付書により納付していたと説明しているが、申立人が申立期間中に居住していた二つの区では、申立期間当初は印紙検認方式により保険料を収納していた。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年3月時点では、申立期間の保険料を過年度納付又は特例納付することが可能ではあったものの、申立人には過去の未納保険料を納付した記憶は無く、当該手帳記号番号の払出以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年3月まで

私の母は、私が20歳になり、国民年金保険料の納付書が届いたので、兄の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期及び場所、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳には、申立期間直後に加入した厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の手帳記号番号が記載されておらず、オンライン記録からも、国民年金の記号番号が払い出されていなかったことが確認でき、申立期間は、基礎年金番号取得後の平成15年1月に記録整理で追加されたものであり、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は他の年金手帳を所持した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 53 年 6 月まで

私は、22 歳ころに国民年金に加入し、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は、定期的に保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、22 歳の昭和 47 年 3 月ごろに国民年金に加入して、それまで未納だった保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、さかのぼって納付したとする金額は、実際の保険料額とは大きく異なっている上、申立人の国民年金手帳の記号番号は第 3 回特例納付実施期間終了後の 55 年 7 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記の手帳記号番号払出時点で昭和 53 年 7 月までの保険料を過年度納付しており、申立人が加入手続時にさかのぼって保険料を納付したとする説明と合致する上、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳（同色の年金手帳の発行が開始されたのは昭和 49 年 11 月）以外に別の年金手帳を所持した記憶がなく、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7691

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年11月まで

私は、昭和50年11月ごろに転居する前、市の職員から過去の未納分の国民年金保険料を一括納付できると言われ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく相違する。

また、申立人が現在所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日が昭和50年12月27日と記載されており、当該資格取得日直前の申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、任意加入適用期間の未加入期間のため、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月

私は、昭和59年9月に会社を退職した直後に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した時期の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から、申立人が付加保険料の納付の申出をしたのは昭和59年10月であることが確認できるほか、申立期間は、平成9年12月24日に、国民年金の資格取得日が昭和59年10月1日から同年9月26日に訂正されたため生じた未納期間であり、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7693 (事案 2260 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 52 年 7 月まで

私は、夫の勤務先で国民年金の加入手続をしてもらった後、郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続の状況が不明であり、また、納付方法についても、申立期間当初から、送られてきた納付書により郵便局で納付したと説明し、申立期間の過半を占める印紙検認による納付方法についての記憶がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 8 月時点では、夫が退職共済年金の受給資格期間を満たしていることから、申立人は、国民年金に任意加入となり、さかのぼって保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない」として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 17 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人から、新たな資料の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年9月までの期間及び40年3月から43年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から39年9月まで
② 昭和40年3月から43年2月まで

私は、昭和53年8月に国民年金の加入手続を行い、当該時点から定年を迎える55歳となるまでに年金受給資格期間を満たすためには73か月不足することから、申立期間の国民年金保険料を特例納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に国民年金に加入した後、2回くらいに分けて過去の保険料をさかのぼって納付したと説明しており、当該加入時点は第3回特例納付実施期間であったことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持している昭和53年分及び54年分の確定申告書(控)に記載されている国民年金保険料額は、申立期間及び既に第3回特例納付により納付済みとなっている期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の金額と大きく異なっている。一方、記載されている保険料額は、53年分の金額については、53年10月に過年度納付した期間の保険料及び当該年の現年度保険料の納付済分の合計額に、また、54年分の金額については、54年7月に特例納付した期間の保険料及び当該年の現年度保険料の納付済分の合計額に一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7697

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年1月まで

私は、会社を退職後、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付額に関する具体的な記憶が無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年10月時点は、第2回特例納付実施期間であったものの、申立人は保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間同時に国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から55年12月まで

私の妻は、婚姻前に私の国民年金の加入手続を行った際、役所の人に勧められて、私の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入手続、保険料の納付額及び納付期間等の記憶が曖昧であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年9月時点では、申立期間は大部分が時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 7 月までの期間及び 48 年 3 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 7 月まで
② 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、町役場から保険料を納めていない期間があると通知を受けたので、申立期間の保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間はいずれも厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であるが、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶も無い。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得を示す記載が無く、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期に居住していた町の国民年金被保険者名簿でも、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されている上、申立人が当該町に居住した時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7703

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月

私は、厚生年金保険の加入期間と重複した申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しているが、保険料の還付を受けた記憶が無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、還付整理簿には、申立人の住所、氏名、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日、支払日が明確に記載されていること、昭和58年12月20日に作成された還付・充当・死亡一時金リストには、還付金額、還付期間、還付決定日が記載されており、還付整理簿の記載と一致することから、申立期間の保険料の還付に係る記載内容に不合理な点は見当たらず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から45年4月まで
私の両親は、私が20歳になった昭和44年*月から45年に就職するまでの私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年5月に払い出されており、その時点以降では、申立期間の保険料は第2回特例納付又は第3回特例納付で納付することが可能であったが、申立人は、両親が特例納付したことを主張しておらず、その記憶もないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年5月時点では、上記の特例納付による場合を除き、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの期間、43 年 1 月及び同年 2 月及び 46 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで
② 昭和 43 年 1 月及び同年 2 月
③ 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで

私は、自宅に来た区の職員に勧められて国民年金に加入し、申立期間①及び②の保険料を徴収にきた区の職員に定期的に納付してきたが、その期間が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。

申立期間①については、当該期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 2 月時点では、過年度納付により納付することが必要となる期間であるが、申立人は未納期間となっている保険料をまとめて納付したことはないと説明しているほか、当該期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までの期間は、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は昭和 42 年 11 月に離婚し、それ以前から元夫と別居し他区に転居していたが、住民票は 45 年 7 月まで元夫の住所地となっていたため、当該地に徴収にきた区の職員に自身で保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、申立人が所持している年金手帳の

昭和 42 年度の印紙検認記録では当該期間は空欄となっている。

申立期間③については、申立人が所持している年金手帳には国民年金の資格喪失日が昭和 43 年 3 月 1 日と記載されており、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7707

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで

私は、転居後1、2年してから、転入した市の市役所から年金が支払われていないとの連絡を受け、まとめて国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一括納付したとする約11万円は、申立期間の保険料額と大きく相違する。

また、申立人は、転居後に1、2年してから未納の保険料を一括納付したと説明しており、申立人は昭和49年9月に当該市に転入していることが住民票から確認できるが、当該市が作成した被保険者名簿には申立人の転入日は53年5月20日と記載されており、この転入日まで申立人の国民年金の住所変更手続きが行われていなかったものと考えられ、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7708

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 48 年 3 月まで

私は、母に勧められて国民年金に加入し、市役所で印紙を購入して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付頻度、納付額等の記憶が曖昧であり、申立人は、市役所で購入した印紙は国民年金手帳に貼付していなかったと説明しているが、申立期間の大部分は、購入した印紙を年金手帳に貼付し検認印を受け保険料を納付する期間であったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 48 年 6 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から49年12月までの期間、59年7月から60年4月までの期間及び平成2年9月から13年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から49年12月まで
② 昭和59年7月から60年4月まで
③ 平成2年9月から13年8月まで

私の母は、私が昭和39年に事業を始めたので、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれ、平成2年の厚生年金保険から国民年金への切替手続もしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付、厚生年金保険への切替手続及び厚生年金保険からの切替手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付及び切替手続をしていたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年11月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、母親から年金手帳を受領した記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、上記の手帳記号番号により現年度納付することが可能であるが、申立人は当時の納付状況についての記憶が定かでないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 30 日から 48 年 4 月 21 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで

年金記録の通知を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知ったので、社会保険事務所（当時）で確認をしたところ、やはり受給していると回答をもらった。

しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9827 (事案 3414 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 1 日まで

平成 19 年 8 月に、昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 4 月 1 日までの期間について年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、脱退手当金を受給していないと認められたが、申立期間についても、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

また、昭和 34 年 3 月 2 日から 36 年 11 月 1 日までの期間（以下「申立期間後の期間」という。）については、脱退手当金を受給しているが、社会保険事務所（当時）の職員に脱退手当金を支払った記録が無いと言われたので第三者委員会に申し立てたところ、事務処理に不自然さはいかたがえのないなどの理由から認められなかった。

しかし、判断の理由の一つとされた厚生年金保険被保険者台帳上に「回答済印」はあるが、これを含めて厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給という表示がどこにもなされていない。これで決定されたのであれば納得できないので、申立期間のみ改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間後の期間については脱退手当金の受給を認めている上、受給を認めている申立期間後の期間の厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間の記号番号に重複整理された記録があり、申立期間及び申立期間後の期間を併せた脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われたと考えられ、申立期間及び申立期間後の期間を併せて受給したと考えるのが自然であること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 37 年 12 月 27 日の直前の同年 11 月 15 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁

(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 19 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 39 年 3 月 22 日まで

60 歳になった時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、事業所を退職後の昭和 43 年 4 月 12 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 5 月 31 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月から 29 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B社の上司から「A社へ1年くらい見習いに行ってきたほしいと言われ、承諾して勤務した。」と申し立てている。

しかしながら、B社の上司及びA社の代表者は既に死亡しており、申立人の勤務状況について確認することができない。

また、A社の後継会社であるC社からA社に係る名簿が提出されているが、C社の代表者は、「申立人の入社は昭和29年4月1日以前と考えられるが、勤務形態については、入社当初から正社員であったか見習いであったかは不明であり、社会保険加入についても不明である。」と供述している。

さらに、申立期間当時に勤務していた従業員への文書照会により3人の従業員に入社後に見習期間があり、同従業員は「A社において厚生年金保険に加入したのは、入社後数か月後になってからであった。」と供述している。

加えて、申立期間において、A社を退社している従業員4人に申立人の勤務について照会したところ、申立人を知っている者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 5 月まで

昭和 17 年 8 月に入社し、結婚退職する 20 年 5 月までタイピストとして勤務していた。同時期に勤務していた友人には厚生年金保険加入記録があり、厚生年金保険を受給しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたと申し立てているところ、当時の同僚は「申立人は昭和 17 年ごろに入社し、20 年ごろに退職したと記憶している。」と供述しているが、B社から提出された在籍期間証明書によると、申立人は正社員として 16 年 9 月 22 日から 19 年 7 月 1 日までの期間に同社に在籍していたことが確認できるものの、申立期間における勤務実態が確認できない。

また、申立人が記憶している上司、同僚の所在が不明であり、当時の従業員 14 人に文書照会を行い 9 人から回答があったが、申立人の勤務状況等について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 21 日から 31 年 3 月 31 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び申立人が記憶している経理担当者も死亡していることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、従業員二人に申立人の勤務状況を照会したが、一人は「申立人を知っているものの勤務期間等について不明である。」、もう一人は「申立人のことを覚えていない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 29 年 2 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から45年7月15日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所になってはおらず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、A社の元事業主は、「適用事業所ではないのに、従業員の給料から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 7 日から同年 6 月 15 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社での同僚1名の供述及び申立人の申立内容等から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶するA社の上司、同僚を含め、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票から申立期間において被保険者であった従業員18名に照会したところ、上記の同僚1名を除き、申立人を記憶している者は無く、申立人が上司であったとする者は、「A社では、採用後に3か月から6か月の試用期間があった。当該期間の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と供述しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明である上、当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者原票では、申立期間の前後を含め被保険者整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社人事部によると、「厚生年金保険に加入できる従業員には、社員番号が採番され、月例給与が支給されるが、申立期間開始時期の前後において、厚生年金保険に加入した社員番号に欠番が無いことから、申立人は、月例給与が支給される雇用形態では無かったものと推定される。」としており、「月例給与が支給されない雇用形態とは、短期アルバイト、日払い給の受給者及び期間給の受給者である。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「長期アルバイトで入社し、給与も日給月給であった。」と供述しており、そのうちの1名によると、「申立人は、短期アルバイトでの入社だったと思う。」と述べている。

さらに、A社企業年金基金によると、上記同僚らの同社厚生年金基金への加入記録は確認できるが、申立人については確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月ごろから 48 年 12 月ごろまで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の従業員4名の供述及び申立内容等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人を記憶していると供述した上記の従業員4名からは、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与等から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人が申立期間において同じ職種で勤務していたとする同僚は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格を確認できない上、所在不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から28年1月1日まで
② 昭和28年4月から33年12月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社に関しては、確かに厚生年金保険に加入していた記憶がある。また、B社に関しては昭和24年から26年にかけて勤めていた時の記録はあるのに、その後28年から勤務した記録が無いのはおかしい。各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和27年8月1日から28年1月1日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に解散しており、事務員として同社に勤務していた当時の事業主の親族は、当時の従業員に関する記憶は無く、事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

ところで、申立人が記憶しているB社に勤務していた後輩は、「自分が昭和27年4月に同社へ入社した際に、申立人は既に同社に勤務していたことを明確に記憶している。当時の同社は開店したばかりで多忙を極めており、申立人が同時に他の事業所で勤務していたという話は聞いたことがない。」と供述しており、また、同社は、「申立人が勤務したというB社は、C区D町にあったものと思われるが、当該事業所は昭和26年12月には完成しており、遅くとも27年4月には開店していたはずである。」と回答していることから、申立人は、当該期間当時、A社には勤務していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与

からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、上記のとおり申立人の後輩の供述から、申立人が当該期間当時、C区D町にあったB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C区D町にあったB社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年12月18日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、E区F町に所在するB社本館の事業主は、「C区D町のB社は、厚生年金保険の適用事業所となる昭和48年12月18日までは、社員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

さらに、C区D町のB社に係る上記被保険者名簿により、同社における被保険者であった従業員の一人は、「昭和48年12月まで、同社は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 63 年 9 月 20 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細等の確認できる資料は無いが、申立期間に正社員として勤務し経理と総務の仕事で社会保険の手続をした記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主からの回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「当社では、事業を4店舗に拡大したところ、正社員の中から社会保険加入の希望が出てきたため、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったものである。厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社員の給与から厚生年金保険料を控除したことはなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち昭和61年4月から国民年金に加入し、同年7月までその保険料を納付しており、また、同年8月から62年3月までは、国民年金保険料を申請により全額免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9853 (事案 841 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から26年3月まで
② 昭和28年6月から30年9月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由で、平成20年11月に記録訂正できないと回答があった。

しかし、納得ができない。新しい資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社は、申立人に関する資料を保有しておらず、申立人の勤務を確認できないとしており、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶していない上、当該期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶していないことから、申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

申立期間②に係る申立てについては、B社の社会保険事務担当者によると、当該期間当時、職務により厚生年金保険に加入させていない者がいたと供述しており、また、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、当該期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員も、申立人を記憶していないことから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できない。

申立期間①及び②に係る申立てについては、以上の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当該通知に納得できず、厚生年金保険料の控除等について確認できる新しい資料は無いが、申立期間①にA社及び申立期間②にB社に勤務したことは確かなので、再調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、申立期間①に係るA社及び申立期間②に係るB社における勤務及び厚生年金保険料の控除について再調査をしたが、新たな資料や情報が得られず、このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から31年3月まで
駐留軍施設であるA施設でハウスキーパーとして勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA施設に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A施設の社会保険業務を引き継いだB省C事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険の加入記録では、被保険者期間は昭和24年4月1日から26年7月1日までと記録されており、オンライン記録と一致している。

また、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号）により、連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、昭和26年7月1日以降は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならない取扱いとされているところ、申立人は申立期間に「A施設でハウスキーパーとして勤務していた。」と供述しており、上記通知により家事使用人等が厚生年金保険の強制被保険者とはなくなった日付と申立人の資格喪失日は一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 12 月 7 日まで
A社に勤務した申立期間についての加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局においても同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の事業主や申立期間当時の同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 15 日から同年 8 月 7 日まで
② 昭和 59 年 4 月 29 日から 61 年 4 月 1 日まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②のそれぞれに厚生年金保険の加入記録が無い。両方の会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、「A社は、C社が社名を変更し、業務を引き継いだ会社である。」と回答していることから、C社の事業所別被保険者名簿を調べたところ、申立人は、昭和 39 年 4 月 15 日にC社の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社は、同年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①の一部は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

さらに、C社の事業主及び同社の社会保険担当者に照会したところ、事業主は連絡先が不明であり、社会保険担当者は「私自身は、A社及びC社で勤務していたが、当時の記憶は無い。」と回答していることから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、A社及びC社で勤務していた元従業員 6 名を記憶しており、そのうち、連絡先の判明した 1 名に照会したところ、「申立人をかすかに

思い出したような気がする。」と述べているが、これ以上の回答が得られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の商業登記簿謄本及び従業員の供述から、申立人が同社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、「B社における社会保険の届出事務は、経理担当者が行っていた。」と回答しているが、当該事務担当者は既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

さらに、申立人は、B社の顧問をしていた税理士を記憶しており、当該税理士事務所に照会したが、同事務所は、「当時の資料が無いので、はっきりしないが、社会保険手続を代行したことはない。」と述べており、申立人の申立期間②に係る事情を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から46年9月1日まで

A病院分院（現在は、A病院）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に同病院分院に勤務していたことは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院事務局が提出した人事記録によると、申立人が申立期間に常勤職員としてA病院分院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A病院事務局は、「申立期間当時、常勤職員は、厚生年金保険ではなく共済組合に加入していた。」と回答している上、B組合が提出した勤務記録カードによれば、申立人は、申立期間において、C共済組合の組合員であったことが確認できる。

なお、A病院分院及びA病院に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 8 日から同年 6 月 1 日まで
申立期間にA社（現在は、B社）に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が提出した社員名簿により、申立人は、平成 3 年 5 月 8 日にA社に入社し、現在まで継続して勤務していると認められる。

しかしながら、申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて、同社の社会保険事務の担当部局に勤務していた従業員は、「月の途中で入社した者については、翌月 1 日を取得日として厚生年金保険に加入させていた。給与は 20 日締めめの 25 日払いであり、保険料をその月の給与から控除していたことから、月の途中で入社した者の給与からは保険料を控除しにくかったため、そうした取扱いをしていたと考えられる。申立人は平成 3 年 5 月 8 日入社であるので、申立人の 5 月分の給与から保険料を控除しているということは無かったはずである。」と述べている。

また、A社において平成 3 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、前述の社員名簿において月の途中に入社している社員 4 名の厚生年金保険の資格取得日は、オンライン記録により、全員が翌月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月21日から同年4月1日まで
A病院に勤務していた申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA病院が提出した退職証明書により、申立人が申立期間において、同病院に在職していたことは認められる。

しかしながら、A病院が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失届によれば、申立人の同病院における厚生年金保険の資格喪失日は、平成16年3月21日として届出がされており、オンライン記録と一致している。

また、A病院が提出した給与明細一覧によれば、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていないことが確認できる上、申立人が提出したA病院の平成16年分の給与所得源泉徴収票における社会保険料の金額と上記の給与明細一覧における社会保険料控除額は一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 3 年 1 月末まで継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に平成 3 年 1 月末まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録及び B 社が提出した申立人の退職願によると、申立人の A 社における退職日は平成 3 年 1 月 25 日であることが確認できる。

また、B 社の取締役は、「申立人の退職日は、退職願の記載のとおり、平成 3 年 1 月 25 日であり、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合の資格喪失日を、退職日の翌日である同年 1 月 26 日として届け出ている。したがって、同年 1 月分の厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、A 社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金における申立人の記録は、昭和 56 年 4 月 1 日資格取得、平成 3 年 1 月 26 日資格喪失とそれぞれ記載されており、これらの記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 11 月から 22 年 2 月まで
② 昭和 22 年 2 月から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 23 年 2 月 10 日から同年 3 月まで

A 社（現在は、B 社）C 支社に勤務していた申立期間①並びに D 支社に勤務していた期間のうちの申立期間②及び③の加入記録が無い。同社には、申立期間にそれぞれ勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立期間①、②及び③に係る人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、申立人の申立期間①から③当時の上司、同僚及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立期間①については、申立人を知る従業員はおらず、申立期間②及び③については、申立人を知る従業員は 1 人いたものの、申立期間②及び③に係る勤務実態について確認することができなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者の記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険の記号番号は昭和 22 年 5 月 1 日付けで払い出されていることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 21 日から 45 年 3 月 20 日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。
同社には昭和 45 年 3 月 20 日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の総務担当者は、A社とC社は昭和 45 年 6 月 1 日に合併しており、その前の同年 2 月 1 日に、A社のほとんどの従業員が同社において資格喪失し、C社において資格取得しており、そのときの社員名簿にも厚生年金基金の名簿にも申立人の名前は無いため、申立人がC社に移籍したか否かは不明である旨回答している。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時の複数の従業員に照会したが、申立人の同社における上司は、「自分は昭和 45 年 2 月 1 日に、合併のためA社において資格を喪失してC社に入社した。申立人は、時期は定かでないがその日よりだいぶ前に辞めた。」旨供述しており、申立人の、申立期間当時における、勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかつた。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 45 年 2 月 1 日に同社の多数の従業員が資格喪失していることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿において、申立人は昭和 42 年 3 月 21 日に資格喪失し、健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年から30年2月1日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社では、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、所在地を管理するC法務局にも、同社の商業登記の記録を確認することができず、申立期間当時の代表者とされる者は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、申立人が、A社の社名変更後の会社であるとする、B社の従業員に申立人について照会したが、B社の取締役は、「申立期間当時のことは記憶に無く詳細は不明である。」旨供述している。

また、B社に係る適用事業所名簿及び厚生年金保険被保険者の記号番号払出簿の記録から、昭和30年2月1日に、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所になり、申立人、代表者、取締役及び2人の従業員の厚生年金保険被保険者の記号番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料はなく周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から25年7月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い。同社には、昭和25年7月ごろまで継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、元代表者は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を知る従業員は1人いたが、申立人の退職時期について確認を取ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から41年4月1日まで

A商事に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同社より健康保険証をもらい、歯科医院に通院し、同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA商事に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間勤務していたとするA商事は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A商事の代表者及び上司を記憶しているものの、代表者については連絡先が判明せず、上司については名字しか覚えておらず人物を特定できないことから連絡が取れず、さらに、申立人は同僚について記憶していないことなどから、同社における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A商事から健康保険被保険者証を受領し、診療のために歯科医院に通院した際に同保険者証を使っていた。」と主張しているが、当該医院の名称等が判明しないことから、同保険者証の使用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から36年4月1日まで
② 昭和36年4月1日から38年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ、B県のC町とD村にあった同社の事業所に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間①及び②当時の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、時期は特定できないものの、両申立事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、「書類の保存期間が経過しているため申立人に係る申立期間当時の人事記録は無いが、厚生年金保険の加入記録がある以前は日雇いであったと思われる。」と回答している。

また、A社は、厚生年金保険については同社本社のみが適用事業所となっており、厚生年金保険に加入する者は、全員が本社での加入となるとしているところ、同社が提出した「役員及従業員配置表」(昭和37年7月1日現在)には申立人の氏名の記載は無く、記載のある従業員についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいる。

さらに、当時の従業員に照会を行ったところ、「自分は、勤務開始と同時に厚生年金保険の資格を取得していない。」と回答した者が複数おり、また、申立人のように現地採用の従業員の場合、厚生年金保険の資格取得は、勤務期間や取得した資格等を勘案された上で上司から推薦されて加入することができた旨供述する者がいることから、当時、厚生年金保険の資格取得については、

現場の上司の裁量により行われていたことがうかがわれ、申立期間当時、従業員が一律に厚生年金保険に加入していたとは言い難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年10月31日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低額となっている。当時、代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年10月31日）より後の平成9年11月10日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたものが、9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は平成4年11月の会社設立時から上記減額訂正処理日に至るまで代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成9年ごろから社会保険料を滞納したため、自ら厚生年金保険の脱退の手続を行った。その際、管轄社会保険事務所（当時）の担当職員から、保険料の滞納額を解消する方法として、申立人を含む役員4人の厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる提案を受け、それに同意して手続を行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 9 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が発行した乗務員証では作成年月日が昭和 63 年 9 月 11 日と記録されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出のあった「乗務員台帳」及び「退職者一覧」から、昭和 62 年 9 月 11 日から同年 9 月 21 日までの期間において同社乗務員として勤務していたことが確認できるものの、申立期間の勤務については、確認できない。

また、申立人は、A社が作成した乗務員証（作成年月日は昭和 63 年 9 月 11 日）を提出して本件申立てを行っているところ、同社は、「同乗務員証では、運転免許証の有効期限が昭和 63 年*月*日であったにもかかわらず、乗務員証の作成年月日が同年 9 月 11 日と記入されていることについては、当社における作成年月日の記載誤りであった。」と回答している。

さらに、申立人は、A社における当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時A社に在籍していた従業員に照会したところ、回答のあった 4 名全員が申立人を記憶していない。

加えて、申立人は、昭和 62 年 10 月 25 日から平成元年 9 月 20 日までの期間はB社に勤務していたことが、同社の運転者台帳及び雇用保険の加入記録で確認できるうえ、オンライン記録においても当該期間において厚生年金被保険者期間であったことが確認できる。なお、申立人は、申立期間において、A社で運転手として勤務していたと申し立てているが、B社では、他県の他社との掛

け持ち乗務は困難である旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月25日から39年6月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した昭和35年7月1日から39年6月1日まで期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年7月1日から39年6月1日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散している上、当時の事業主及び申立期間当時の厚生年金保険事務の担当者も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は昭和35年8月25日であり、被保険者期間は1か月であるところ、上司及び同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、厚生年金保険の資格は申立人と同じ35年8月に喪失しており、被保険者期間も2か月及び1か月となっていることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる従業員16人に照会したところ、回答があった11人全員が申立人を記憶していないとしており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、申立人が記憶していた上記上司及び同僚は連絡先が不明であることから、これらの者から申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月27日から平成4年11月2日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社には昭和63年9月から継続して勤務していたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社の元従業員の回答により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立人は、平成4年11月2日以前は、勤務時間の短いパートで勤務していたものと思われる。」と回答している上、上記元従業員は、「申立人は、相当の期間、パートで勤務していたと記憶している。時期は覚えていないが途中からフルタイム勤務になった。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務時間の短いパートとして勤務していたものと考えられる。

また、A社は、「パート契約の従業員については、勤務時間が6時間未満のため厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させない取扱いをしていた。フルタイム契約で入社した場合及びパート契約からフルタイム契約に変更した場合は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させた。」と回答しているところ、平成4年11月2日から同社において申立人の厚生年金保険と雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人は、申立期間当時、勤務時間の短いパート勤務であったため、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、上記元従業員は、「申立人と同じ場所でパートで勤務していた従業員は、申立人以外に4人いた。」と回答しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、これらの4人はいずれも同社で厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 46 年 10 月まで
② 昭和 47 年 10 月から 50 年 4 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から 61 年 10 月まで
④ 昭和 61 年 11 月から 62 年 9 月まで

申立期間①から④までの厚生年金保険の加入記録がない。

申立期間①は、昭和 43 年 4 月に割烹の A 事業所に勤め、申立期間②は、B 社で営業の補助をしていた。申立期間③は、洗浄剤等の販売を行う C 社で取締役及び代表取締役を務めていた。申立期間④は、情報機器の販売を行う D 社に勤務した。

各申立期間には、政府管掌の健康保険証を使用しており、給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 43 年 4 月から 46 年 10 月まで A 事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとする A 事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いことが確認できる。

また、現在、A 事業所を統括している E 社に照会したが、同社は、「申立期間当時の資料が無く、当時を知る者もないことから、申立人の勤務実態等について不明。」と回答しているため、同社から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の A 事業所の上司及び同僚についてそ

の姓しか記憶しておらず連絡先が不明なため、これらの者から、同事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い場合、同事業所の従業員に申立人の勤務状況等について確認することができない。

なお、申立人は、「申立期間①当時、政府管掌の健康保険証を使用していた。」と供述しているが、診察を受けた病院名を記憶していないことから、健康保険証の使用について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は昭和47年10月から50年4月まで、B社に営業補助として勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いことが確認できる。

また、B社は、既に解散しており、代表取締役も所在が不明であるため、同社及び当該代表取締役から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②当時のB社における上司及び同僚についてその姓しか記憶しておらず連絡先が不明なため、これらの者から、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、B社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録がないため、同社の従業員に申立人の勤務状況等について確認することができない。

なお、申立人は、「申立期間②当時、政府管掌の健康保険証を使用していた。」と供述しているが、診察を受けた病院名を記憶していないことから、健康保険証の使用について確認することができない。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録並びにC社の商業登記簿謄本及び同社の代表取締役（故人）の妻の回答により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いことが確認できる。

また、C社は、既に解散しており、代表取締役2名のうち1名は死亡し、1名は住所が不明であるため、同社及び同社の代表取締役から、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、申立人は、「申立期間③当時、F病院で政府管掌の健康保険証により受診した。」と供述しているが、同病院では、「保存期間が過ぎていることから、資料が無い。」と回答していることから、同病院から健康保険証の使用について確認することができない。

4 申立期間④について、申立人は、昭和61年11月から62年9月までD社

に勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするD社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いことが確認できる。

また、D社は、既に解散しており、同社の代表取締役は、「保存期間経過で全資料を廃棄しているため、申立人の勤務状況等について不明。」と回答としているため、同社及び当該代表取締役から同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、D社の当時の上司及び同僚について、その姓しか記憶しておらず連絡先が不明なため、これらの者から、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、D社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いため、同社の従業員に申立人の勤務状況等について確認することができない。

なお、申立人は、「申立期間④当時、政府管掌の健康保険証を使用していた。」と供述しているが、診察を受けた病院名を記憶していないことから、健康保険証の使用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 51 年 6 月まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社で同じ業務を行っていた同僚は、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の代表取締役の所在が不明であることから、同社及び当該代表取締役から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が「A社で自分と同様、自動販売機の修理、配送業務を行っていた。」と回答している同僚の厚生年金保険の記録は、入社から被保険者資格取得まで約 22 か月の未加入期間があることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していた複数の元従業員について、同意を得て雇用保険の加入日を確認したところ、厚生年金保険の加入日とほぼ一致しているが、申立人には雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 25 年 5 月ごろに中学校を中退し同社に入社したが、事業主から中学校卒業年齢にならないと社会保険に加入できないと言われ、15 歳に達した 26 年 4 月に社会保険に加入した。申立期間当時、両親を扶養し、自分の健康保険証を使って医者にかかったことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、また、同社の代表取締役は既に死亡し、当該代表取締役の後継者であった息子は、「当社に係る資料を破棄している。」と回答していることから、同社及び同社の代表取締役等から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社での同僚 5 名を記憶しているものの、既に全員が死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、中学校を中退してA社に入社したと申し立てているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、中学校卒業後に同社に入社したと回答している複数の従業員は、入社から 2 年から 5 年後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、中学校卒業後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間に扶養していた両親が自身の健康保険証を使用し

たと申し立てているが、申立人が記憶していた医療機関は既に閉院しているため、当該医療機関から、政府管掌健康保険証の使用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 17 日から 50 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 21 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各社で勤務していた申立期間①及び②において給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①においてA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人のA社における申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについてA社に照会したところ、同社の元事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答している。このため、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①において同社の被保険者であったことが確認できる35人の従業員に文書照会したところ22人から回答があったが、申立人が同社で申立期間①において勤務していたと回答した者は無い。加えて、回答があった従業員のうち一人は、「申立人は、昭和 43 年 10 月にA社を退職した後は、同じ市内で、同業他社の仕事をしたり、独立して仕事をしていた。」と回答していることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「A社を退職した昭和 43 年 10 月 16 日以降も同一市内で従前と同一の仕事に就いていたが、同社からは給与を受け取ってはいない。」と述べていることから、申立期間①において、同社に勤務していたとは考え難く、厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていなかった

ものと考えられる。

さらに、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和43年10月17日であることが確認でき、また、同被保険者名簿に記載内容の訂正などの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、「申立期間②においてB社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人は昭和57年8月1日から平成元年3月31日まで当社に勤務していた。」と回答している。また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②に同社の被保険者であったことが確認できる15人の従業員に文書照会したところ、8人から回答があったが、8人全員が、「申立人を知っているものの、申立人の入社日及び退職日は不明である。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間②当時の記憶はB社において勤務を開始した時期も含めてははっきり覚えていないが、同社が、自分の勤務開始が昭和57年8月からと言っているなら、そうかも知れない。」と述べていることから、申立人が申立期間②において同社で勤務していたとは考え難い。

さらに、B社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和57年8月1日であることが確認でき、また、同被保険者名簿に記載内容の訂正などの不自然な点は見当たらない上、健康保険証番号に欠番もない。

加えて、申立人のB社における雇用保険の加入期間は昭和57年8月1日から平成元年3月31日までの期間となっており、申立人の同社における厚生年金保険の加入期間と一致している。このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 21 日から 41 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には、申立期間の直前の期間に勤務していたB社に在職中に入社の約束をし、同社を退職した翌日から勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、商業登記簿謄本によれば、昭和 57 年 10 月 * 日に解散をしており、事業主等とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について照会することができない。

また、申立人が記憶していた上司及び同僚の 23 人に申立人の申立期間における勤務実態について照会をしたところ、8人から回答があったが、うち6人は、「申立人を知っているものの、申立人の勤務期間については覚えていない。」と回答していることから、申立人がいつから勤務していたか特定することができない。

さらに、同僚の一人は、「この樹脂加工の仕事は、日当が良かったので入社してもすぐに辞める人や、また戻ってくる人もいた。それで、試用期間があつて、試用期間が終わらないと厚生年金に加入させてなかった。自分の場合は3か月だった。」と述べていることから、A社における厚生年金保険の取扱いは、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間において、A 歯科（現在は、B 医療法人）系列の C 歯科に歯科助手として勤務していたが、同期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低い。申立期間当時の給与額は、記録されている標準報酬月額よりも 3 倍から 4 倍高かったはずであり、給与額は 8 万円から 14 万円のはずであったことは確かなので、申立期間における標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A 歯科系列の C 歯科に歯科助手として勤務していた。同期間の厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額と比べ低いので、記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、B 医療法人は、「当時の A 歯科の事業主は死亡しており、また、賃金台帳など当時の給与支給額や保険料控除を確認できる資料は残っていないが、社会保険の記録どおりの届出を行った。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の給与支給明細書などを保管しておらず、当時の報酬額等を確認できる資料は残っていない。

そこで、申立期間当時、A 歯科に勤務した従業員 54 人に対し、職種と報酬額等について文書照会を行ったところ、25 人から回答があり、そのうち、C 歯科に当時勤務していた歯科助手二人及び歯科衛生士の二人は、「歯科助手の給与は、申立期間当時、申立人が主張する給与額では有り得ない。」と回答している上、同歯科衛生士の一人は、「昭和 44 年 4 月に入社した時の初任給の金額が 3 万円であり、歯科助手の給料は、歯科衛生士の給料を超えることはなかったはずである。」と述べている。なお、前述の歯科衛生士二人の昭和 44 年 4 月の資格取得時の標準報酬月額は、3 万 6,000 円である。

さらに、申立人が名前を挙げた受付事務の同僚一人は、「入社時の昭和 44 年の給料が 8 万円であり、退職時の昭和 50 年の給料は手当なしで 11 万円であった。」と回答しているが、A 歯科の事業所別被保険者名簿によれば、当該同僚の標準報酬月額は、入社時の昭和 44 年 10 月は 3 万円、退職時の 50 年 5 月は 10 万 4,000 円とそれぞれ記録されている。

加えて、C 歯科に勤務する歯科医師は、「無資格の歯科助手の給与が、昭和 44 年当時、8 万円から始まることはなく、仕事場でのバランスがあるため、歯科助手同士の給料には大きな差はなかった。」と述べている。

なお、前述の事業所別被保険者名簿には、遡^{そきゅう}及して記録訂正が行われた形跡も無く、社会保険事務所の事務処理手続きに不自然さは見当たらない。

このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 14 日から 32 年 8 月 26 日まで
A 基地 B クラブに勤務していた申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同基地の同クラブにウェイターとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、A 基地 B クラブに勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 基地 B クラブの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同基地同クラブは、昭和 26 年 9 月 1 日付けで健康保険の適用事業所となったが、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、前述の被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚を含めた申立期間当時に A 基地 B クラブに勤務していた従業員 20 人に文書照会を行い 10 人から回答があったが、このうち 5 人は、「申立期間において同クラブは厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、そのうちの一人は、「厚生年金の保険料は高いので給料から引かれなくて助かると同僚と話していた記憶がある。」と述べている。

さらに、前述の従業員に対する文書照会において、「申立人を知っている。」と答えた一人は、「厚生年金保険に加入したのは、昭和 35 年 11 月であり、C 基地だった。」と回答している。

加えて、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格については、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）により、昭和 26 年 7 月 1 日以降は、政府の

直備使用人としての身分を喪失することとなり、クラブ、宿舎施設、食堂等に使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされている。

なお、申立人は、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A基地Bクラブにおいて健康保険の被保険者記録が確認できるものの、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月ごろから同年12月末ごろまで
A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。わずかな勤務のため、入社及び退社の月日をはっきり記憶していないが、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社では、「弊社では、社員の退職者ノートを保存しており、その中に申立人の記載が無いことから、勤務状況の確認ができない。また、当時は3か月の試用期間があったところ、試用期間中に退職が判明している者の給与から厚生年金保険料を控除していたことは考え難い。」と回答している。

また、申立人は、A社で一緒に勤務していた上司や同僚を記憶していないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた7名はいずれも申立人を記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年6月30日まで
学徒勤労働員により、旧制D中学校(現在は、E高等学校)の5年次に、通年でA社B製作所(現在は、C社)に勤務し給与をもらっていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚2名(旧制中学の同窓生)の供述から、申立人が申立期間に、A社B製作所に勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、C社は、「申立期間当時の資料の保存が無いため、申立人の勤務実態や学徒勤労働員令に基づく学徒勤労働員に対する労働者年金及び厚生年金保険の取扱いについて不明。」と回答しており、上記の同僚の供述からは保険料控除についての供述が得られず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月ごろから 59 年 2 月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。短期間ではあったが、申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における同僚2名を記憶しており、当該同僚について、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できること、及び、同名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員のうち1名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶している旨回答していることから、申立人は、申立期間の一部につき同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の人事記録等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している。

また、申立期間当時のA社の総務経理担当者は、「申立期間当時、見習い期間は定めてはいなかったものの、勤務の継続に関し様子を見ていた期間があり、その間は厚生年金保険には加入させていなかった。勤務期間が数か月であれば、その期間内であるため厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答しているところ、上記の従業員には、自身が記憶している入社時期から厚生年金保険に加入するまでに3か月の未加入期間が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 21 日から 59 年 11 月 20 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の兄が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は昭和 58 年 9 月 20 日と記録されている上、雇用保険受給資格者証により、同年 11 月 12 日から 59 年 5 月 7 日までの期間について基本手当を受給していることが確認できる。

また、当時、A社に社会保険関係業務を委託されていた社会保険労務士が保管する在職名簿における申立人の健康保険及び厚生年金保険に関する記録は、事業所別被保険者名簿の記録と一致している上、両名簿には、申立人の資格喪失日を昭和 58 年 9 月 21 日とする届出が同年 9 月 26 日に受け付けられ、その際に申立人の政府管掌健康保険の被保険者証が返納された旨の記載があることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社の在籍証明書(申立期間の在籍を含む。)について、同社の事業主は、今回の申立てに当たり、申立人が責任を持つと言うので、申立人の記憶に基づく申出のとおり証明したものであると供述している。

加えて、事業所別被保険者名簿により住所が確認できた従業員 13 人に照会

したところ、7人から回答を得られたが、その7人全員が申立期間において申立人がA社に勤務していたことを記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保存していないものの、創業時の平成9年10月から10年6月までの間については、入社後1か月以内の従業員の退職が頻出していたため、入社日での厚生年金保険加入ではなく、おおむね入社日の翌月から加入する手続をしていたと回答しているところ、オンライン記録により申立期間までに厚生年金保険被保険者資格を取得している事業主及び従業員のうち、住所が確認できた30人に申立期間当時の状況を照会したところ、7人から回答を得られたが、その7人が供述する入社日と被保険者資格の取得日は、おおむね1か月ずれており、同社がおおむね入社日の翌月から厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 43 年 3 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は「申立人のことは記憶しているが、申立期間まで当社に勤務していたかは覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない上、当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、上記被保険者名簿から、A社において、申立人と同様に、月末日が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と記載されている複数の元従業員に照会したが、「会社を退職したのは月末前日であり、月末日の厚生年金保険被保険者資格の喪失記録に間違いはない。」旨の複数の供述がなされており、当時、同社は一部の従業員について月末に資格を喪失させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月ごろから 42 年 4 月ごろまで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA事業所の代表者及び上司は所在不明であることから、同事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立人は、オンライン記録によると、昭和 38 年 10 月から 57 年 9 月までの期間について国民年金保険料を納付している上、国民健康保険の加入記録によると、申立期間の過半を含む 39 年 12 月 1 日から平成 20 年 11 月 5 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 13 日から 9 年 9 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 6 年 3 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の同僚による「申立人は、当時、私と同じアルバイトであり、私の入社日（平成 6 年 3 月 21 日）より前に当社に入社し、18 年 10 月ごろに退職するまで継続して勤務していた。」旨の供述から、申立人が申立期間においてアルバイトとして同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当時、アルバイトは、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨供述している上、「厚生年金保険の未加入期間に保険料控除をしていれば、当然、算定の時期に間違いに気付き、何回もそれに気が付かないことはないので、申立人について、保険料控除はあり得ない。」旨供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、「当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

さらに、B社の代表者は、「アルバイト採用であった申立人について、同時に入社した正社員 3 人と同様に、厚生年金保険の資格取得届を提出したが、後に誤りに気付いたため、平成 6 年 4 月 13 日付け資格喪失の手続を行ったものと考えられる。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 1 月 31 日まで
平成 21 年に社会保険事務所（当時）から年金記録についての問い合わせがあり、A社に代表取締役として勤務した期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、事実と相違する可能性のあることを知らされた。
詳細は分からないが、事実と相違するなら訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録により、当初、資格取得日である平成 11 年 6 月 1 日から 26 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 12 年 1 月 31 日）の後の 12 年 3 月 7 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は当時、商業登記簿謄本からA社の代表取締役であることが確認できる上、申立人が実質的にも同社において権限を有していたことは、申立人本人及び従業員の一人が認めている。

また、年金事務所では、「標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正については、事業主からの届出を受けて処理していた。」と回答している。

さらに、申立人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった手続を行った記憶は無いが、社会保険事務所への手続はすべて自身で行っていたはずであり、A社の代表者印及び銀行印は自身で保管していた。」と供述していることを踏まえると、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難い。

なお、申立人より総勘定元帳の提出があつたが、申立期間に係る年度とは相違しており、厚生年金保険料の納付についても確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該標準報酬月額の見直し処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 28 年 8 月 31 日まで
申立期間についてはA社（現在は、B社）に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、「申立期間当時の人事記録は残っておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答しているほか、上述の複数の同僚からも、保険料控除について供述を得ることはできなかった。

また、A社の当時の社会保険事務担当者は、「会社が厚生年金適用事業所になった昭和 26 年 8 月時点での厚生年金保険加入手続については、その時の在籍者全員でなく、職種別に順次加入させ、製造部門の従業員については、入社歴の長い従業員を優先させており、未加入者からの保険料控除もしておらず、手続上の誤りは考えられない。」と回答しているところ、申立人と同じ製造部門の多数の同僚の資格取得日は、入社日から一定期間経過していることが、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から確認できることから、同社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案9955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月ごろから24年2月ごろまで

申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、昭和24年4月1日から、「国の事務所」に使用される者として、厚生年金保険法の強制被保険者としての資格を有することとされており、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、申立人が勤務したA社は昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが、同局に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認でき、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、B社、C事務所及びD健康保険組合は、昭和24年4月1日より前の期間についての資料を保有しておらず、前述の同僚は、「申立期間における厚生年金保険料の控除については不明。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から32年12月20日まで
脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前全部及び後7ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年12月の前後2年以内の者であって、A社で2年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給記録が確認できた11名中9名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある複数の同僚が、事業所がその請求手続をした旨の供述をしている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年3月8日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 4 月 16 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで

申立期間①に係る事業所の前に勤務していた事業所の退職時に、脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立期間②に係る事業所の退職時に請求手続を行った記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間①以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間①前に受給したと主張しているところ、申立期間①前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立期間①前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②とそれ以前の期間をその計算の基礎として、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か後の昭和47年8月15日に支給決定されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 10 日から 37 年 6 月 20 日まで
脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 7 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 6 月 20 日の前後 2 年以内に資格喪失した 31 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、24 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 19 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、「事業所がその請求手続をした。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 37 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 48 年 9 月に同社に入社し、試用期間を経て職員となったが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に継続して勤務していたところ、同社が発行した退職給与通知書では職員期間が 261 か月とされている一方、被保険者記録照会回答票では厚生年金保険の加入期間が 259 か月と記録されており、勤務の期間と厚生年金保険の加入記録とに 2 か月の差があることは納得できないと申し立てている。

しかし、A社から提出された申立人の入退社及び在籍中の資格に係る証明書及び退職給与通知書により、申立人が昭和 48 年 9 月 5 日から平成 7 年 9 月 30 日まで継続して勤務していたことが確認できるものの、当該証明書に記載された資格では、申立人は昭和 49 年 5 月に職員資格が変更され、嘱託職員を表す「月掛嘱託」となっていることが確認できる。

また、A社の本社社会保険担当者は、申立期間当時、営業職員には資格査定があり、営業成績等により職員から嘱託に身分を変更させていたが、職員から嘱託に身分が変更された場合、厚生年金保険の資格を喪失する手続が行われる旨回答しており、このような身分の変更により厚生年金保険の資格を喪失する制度は現存しているとも回答している。

さらに、A社の本社社会保険担当者は、退職給与通知書による職員期間と、被保険者記録照会回答票で確認できる厚生年金保険加入期間との 2 か月の差異について、厚生年金保険の加入手続については、任用決定のあった翌月 1 日

に資格取得するという社内ルールから、職員資格の変更が決定した昭和48年12月の職員資格変更に関しては翌月に当たる49年1月、同年6月の職員資格変更に関しては同じく翌月に当たる同年7月にそれぞれ行っているため、変更月に当たる2か月が厚生年金保険の未加入月になるとしている。

加えて、A社本社社会保険担当者は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除及び保険料の納付状況は不明としているほか、申立人も申立期間当時の上司や同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除等の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。